

益田市教育ビジョンの計画期間延長について

1. 計画期間延長の趣旨

「益田市教育ビジョン」は、平成 26 年度から 10 年間を対象として策定しており、基本目標として「めざす子ども像」を掲げ、この基本目標を実現するためにさまざまな取組をしてきました。

「益田市教育ビジョン」は計画期間を令和 5 年度までとしていますが、島根県が策定の「しまね教育魅力化ビジョン」の計画期間は令和 6 年度までとなっており、国の第 4 期教育振興計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）を参酌した島根県の教育振興計画が策定される時期は令和 7 年 2～3 月となる予定です。

一方、本市の最上位計画である「第 6 次益田市総合振興計画」の前期基本計画の計画期間は令和 3 年度から令和 7 年度であり、令和 7 年度中に令和 8 年度から 5 か年の後期基本計画を策定する予定です。

こうした状況を踏まえ、令和 5 年 11 月 24 日開催の益田市教育委員会定例会において、「次期益田市教育ビジョン」は、教育基本法第 17 条 2 項に基づき、国及び島根県の計画内容を市の計画に反映させるとともに、「第 6 次益田市総合振興計画」との整合性を図るため、後期基本計画と合わせた計画期間で策定することが望ましいと判断し、現行の「益田市教育ビジョン」の計画期間を 2 年間延長し、令和 7 年度までとすることに決定いたしました。

2. 計画期間

（変更前）平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間

（変更後）平成 26 年度から令和 7 年度までの 12 年間